

---

○議長（谷 一之君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。  
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

---

○議長（谷 一之君） 日程第1 発議第1号「下川町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
本案について、提案趣旨の説明を求めます。  
提出者議員 3番 三津橋英実 議員。

○3番（三津橋英実君） 発議第1号 下川町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者「新教育長」を置くことなどが規定されました。併せて、この法律改正に伴い、地方自治法第121条の「長及び委員長等の出席義務」が改正されたことから、関係する条項について委員会条例の一部を改正するものがあります。

条例の改正内容としては、委員会条例第19条の出席説明の要求の規定中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改正するものであります。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 一之君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷 一之君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷 一之君） 起立多数です。

従って、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（谷 一之君） 日程第2 議案第27号「平成27年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

宮澤清士 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（宮澤清士君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けました、議案第27号 平成27年度下川町一般会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

委員会の予算審査については、冒頭、副町長より予算編成方針並びに、新年度予算の概要についての説明では、平成27年度の予算編成方針として、本町の財政状況は、下川町総合計画に基づき計画的な財政運営を行い、補助金の確保や過疎債など有利な起債の活用等により健全財政を確保しているが、地方債現在高は増加傾向にある。

歳入では、地方交付税の大幅な減少により、一般財源の確保が今後厳しくなることが予想され、歳出においては、健全化判断比率等は警戒ラインを大幅に下回っており、各指標に大きな影響を及ぼす地方交付税の減少により厳しい現況にあることを認識し、経費全体の徹底した見直しを図らなければならず、また、町財政も予断を許さない状況下にあることから、第5期下川町総合計画を基本とし、持続可能な地域社会の構築に向けて「環境未来都市」「地域活性化総合特区」に関する各種施策を推進し、地域再生計画及び、現在策定中の総合戦略に基づく事業を積極的に進めることが必要であり、限られた財源で最大の事業効果を発揮するために効率的・効果的な事務事業の執行を各課に要請したとのことである。

また、今年は統一地方選挙の年であり、事業の必要性、行政の継続性の観点から、第5期下川町総合計画予定事業に盛り込んでいる継続事業中心の骨格予算であり、公区要望など町民の意見を十分に踏まえ、環境未来都市具現化事業や地域再生計画の推進を図り、積極的な事業展開にあたるように編成したものであるとの説明があり、その後、4日間にわたり12の所管課より、それぞれが担う行政課題を抽出し、その推進施策を事業概要書に取りまとめ、それに基づき説明を受けたところであります。

事業概要書の対応策について質疑、意見などを、所管課ごとに報告いたします。

事業概要書1頁からの議会事務局及び監査委員事務局所管では、「議会機能の充実」を

推進施策の柱とし、議会活動及び政務活動費交付金など、効果的な議会運営や研究を進めるほか、監査に伴う情報収集など推進する予算の計上であります。

次に、事業概要書 3 頁からの総務課所管の施策では、「地域情報化の推進」、「広報広聴活動の充実強化」、「柔軟で総合的・計画的な行政運営」、「効率的で効果的な行政サービスの提供」及び「効率的で健全な財政運営」などを推進項目の柱として、5 つの主な施策について立案し、予算が計上されたものです。

総務課所管の推進施策について、委員会として、「PR キャラクター「しもりん」について、積極的な民間活用方策について検討をすべきである。」また、「公共施設の受動喫煙防止対策の徹底を図るべきである。」との意見を付すものであります。

次に、事業概要書 5 頁からの税務住民課所管の推進施策・事業概要では、「町税等の安定的な財源確保」のほか、「公共交通」、「環境保全」、「交通安全・防犯・消費生活」、さらに「効率的・効果的な行政運営」と「健全な財政運営」など 7 つの項目を推進施策として立案し、予算が計上されたものです。

次に、事業概要書 8 頁からの保健福祉課所管の推進施策・事業概要では、「地域保健福祉の充実」や、「健康づくりの推進」及び「安心して子育てができる環境づくりの推進」など、9 項目を推進施策として取り上げ、予算計上されたものです。

保健福祉課所管の推進施策について、委員会として、「生活習慣病予防や介護予防のため、各種事業のさらなる充実を図るべきである。」との意見を付すものであります。

次に、事業概要書 10 頁からの山びこ学園所管では、「山びこ学園及びグループホーム「ういる」の充実」、「グループホーム「ういる」の入居者に対する支援体制の充実と生活基盤の充実」など、3 つの項目を推進施策とし、予算が計上されたものです。

委員会審査では、利用者の高齢化によるサービス支援などの課題や、様々な課題解決に取り組むとともに、老朽化した施設の維持改善に努めているなど、推進施策についての説明があったところです。

次に、事業概要書 13 頁のあけぼの園所管では、「高齢者福祉サービスと社会参加の推進」、「介護予防の推進と介護保険制度の円滑な運用」を推進施策とし、予算計上されたものです。

委員会審査では、地域の基幹的な介護サービス提供事業所として、利用者個々のニーズに合った介護サービスの充実を努めるため、あけぼの園が実施する各事業について説明がなされたものであります。

次に、予算概要書 16 頁からの農業委員会及び農務課の所管では、「総合的な農業施策」、「環境に配慮した農業の推進」、「生産・流通体制の整備」や「農業経営の安定化」、「担い手の確保・育成」など、7 項目の推進施策を立案し、予算計上されているものです。

委員会として、「農業者の高齢化が進む中、また、集落の維持に向けても、農業経営の法人化及び集落対策を積極的に推進すべきである。」また、「食育推進計画については、地域の食材活用について、関係する各課との連携を行うべきである。」との意見を付すものであります。

次に、事業概要書 20 頁からの森林総合産業推進課所管では、「循環型林業の振興」、「施策の効率化と生産コストの低減」、「林産業の振興」及び「森林バイオマスエネルギーの利用」など、6 つの項目を推進の柱とし立案、予算計上されたものです。

委員会審査では、森林総合産業特区、バイオマス産業都市構想の推進など基本的な考え方のほか、推進施策についての説明があり、製材品等運搬支援緊急対策事業、並びに、新木材産業創出支援事業等についての質疑があったところです。

委員会として、「バイオマス熱電併給事業化等推進事業については、町内外の様々な事業者が参画できるように情報提供や説明を行うべきである。」との意見を付すものであります。

次に、事業概要書 23 頁からの環境未来都市推進課所管では、「サンルダム建設促進」、「中小企業の振興」、「経済交流の拡大」、「環境未来都市」、「集落創成の推進」など、8 項目を推進施策とし、予算が計上されたものです。

担当課からは、推進施策の執行にあたっては、前年度からの継続で進めるものであるとの説明がなされたものです。

委員会審査において「サンルダム周辺整備計画については、町民の意見を求めるなど十分な検討を行うべきである。」などの質疑がありました。

次に、事業概要書 25 頁からの建設水道課所管では、「潤いと安らぎのある公園づくり」、「公園の計画的な維持管理」や「公共賃貸住宅の整備促進」、「町道の整備」など、5 項目を推進施策として予算計上されたものです。

委員会審査では、町道の安全性や利便性向上のために、計画的な整備と補修を行うため、道路橋梁河川維持補修事業等についての説明がなされたものです。

次に、事業概要書 28 頁からの教育課所管では、「小中学校教育の充実」、「下川商業高等学校への支援」、「生涯学習の振興」、「文化財の保護」など、5 項目を推進施策として、予算計上されたものです。

委員会審査では、「文化財保護については、旧菱光小学校に収蔵している文化財資料について、審議会等の意見を求め、施設のあり方を検討すべきである。」との意見を付し、当委員会としては、議案第 27 号 平成 27 年度下川町一般会計予算について、原案可決と決しましたので、議員各位のご協賛をお願いし報告といたします。

○議長（谷 一之君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷 一之君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（谷 一之君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 27 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（谷 一之君） 起立多数です。

従って、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（谷 一之君） 日程第 3 議案第 28 号「平成 27 年度下川町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

宮澤清士 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（宮澤清士君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けました、議案第 28 号 平成 27 年度下川町下水道事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告いたします。

今回の予算計上にあたっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 2 億 2,408 円とし、第 2 条では、地方債の起債の目的と限度額等を定めるものであり、第 3 条では、一時借入金の最高限度額を 5,000 万円と定めるものであります。

予算概要では、「公共下水道の維持管理」と「個別排水処理施設の維持管理」を推進施策として立案、予算計上されたものであります。

委員会審査では、浄化センターの効率的な維持管理と、水処理機器などの延命化の方法についての質疑があり、審査の結果、当委員会としては、「生活環境の確保や水質保全のため、下水道処理施設の適正な維持管理を進めること。」を意見に付し、原案可決と決したので、議員各位のご協賛をお願いし、報告といたします。

○議長（谷 一之君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷 一之君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（谷 一之君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（谷 一之君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 28 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（谷 一之君） 起立多数です。

従って、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（谷 一之君） 日程第 4 議案第 29 号「平成 27 年度下川町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

宮澤清士 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（宮澤清士君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けました、議案第 29 号 平成 27 年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回の予算計上にあたっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 8,864 万円とし、第 2 条では、一時借入金の最高限度額を 500 万円と定めるものであり、予算概要では、「清浄な水道水の確保、計画的な水道施設の整備、安定した維持管理体制の確保と経営体制の充実」を推進施策として立案し、予算計上されたものであります。

委員会審査では、「浄水場は供用開始以来、年数も経過しているが、サンルダム completion に合わせ、整備計画はどのようになっているのか。」との質問に対し、担当課より、「サンルダムは、平成 30 年に供用開始が予定されており、これまでの水源がダムに代わることによる水質の変化を踏まえ、浄水場整備については、平成 34 年完成の予定をしている。」との回答があり、当委員会としては、「今後とも町民生活に必要な水道水の安定供給を図るため、漏水対策を含め、施設の適切な維持管理を行うこと。」を意見に付し、原案可決と決したので、議員各位のご協賛をお願いし、報告といたします。

○議長（谷 一之君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(谷 一之君) 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

- 議長(谷 一之君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

- 議長(谷 一之君) 討論なしと認めます。  
これから、議案第 29 号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
議案第 29 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(谷 一之君) 起立多数です。  
従って、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長(谷 一之君) 日程第 5 議案第 30 号「平成 27 年度下川町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

宮澤清士 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(宮澤清士君) 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けました、議案第 30 号 平成 27 年度下川町介護保険特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回の予算計上にあたっては、第 1 条で、介護保険事業勘定の歳入歳出予算それぞれ 4 億 3,483 万円、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算それぞれ 3 億 3,354 万円とし、第 2 条では、一時借入金の最高限度額を、介護保険事業勘定 3,000 万円、介護サービス事業勘定 3,000 万円と定めるものであり、予算概要では、「介護予防の推進と介護保険制度の円滑な運用」を推進施策とし立案、予算計上されたものであります。

当委員会として、「介護予防事業などを効果的に行うとともに、基金を含め本会計の健全化に努めること。」を意見に付し、原案可決と決したので、議員各位のご協賛をお願い

し、報告といたします。

○議長（谷 一之君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷 一之君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 30 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷 一之君） 起立多数です。

従って、議案第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（谷 一之君） 日程第 6 議案第 31 号「平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

宮澤清士 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（宮澤清士君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けました、議案第 31 号 平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回の予算計上にあたっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 6 億 300 万円とし、第 2 条では、一時借入金の最高限度額を 5,000 万円と定めるものであり、予算概要では、「医療保険と医療費助成の推進」を施策として立案、予算計上されたものでありま

す。

委員会審査では、担当者より推進施策について詳細な説明があり、審査の結果、当委員会として、「レセプト点検および保険事業などを効果的に進め、医療費抑制に向けた取り組みを進めること。」を意見に付し、原案可決と決したので、議員各位のご協賛をお願いし、報告といたします。

○議長（谷 一之君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷 一之君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 31 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 31 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷 一之君） 起立多数です。

従って、議案第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（谷 一之君） 日程第 7 議案第 32 号「平成 27 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

宮澤清士 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（宮澤清士君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受けました、議案第 32 号 平成 27 年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会

における審査経過と結果について、報告をいたします。

今回の予算計上にあたっては、第1条で、歳入歳出予算それぞれ6,153万円とし、予算概要では、「医療保険と医療費助成の推進」を施策として立案、予算計上されたものであり、当委員会としては、「今後とも関係機関との連携を深め、医療費の抑制に努めること。」を意見に付し、原案可決と決したので、議員各位のご協賛をお願いし、報告といたします。

○議長（谷 一之君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷 一之君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第32号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷 一之君） 起立多数です。

従って、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（谷 一之君） 日程第8 議案第33号「平成27年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

宮澤清士 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（宮澤清士君） 今定例会本会議において、当委員会に付託を受け

ました、議案第 33 号 平成 27 年度下川町病院事業会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回の予算計上にあたって、第 1 条では、病院事業会計の予算を定めるものであり、第 2 条では、業務の予定量、第 3 条では、収益的収入の予算額が 5 億 3,528 万円、収益的支出の予算額が 5 億 6,376 万円とし、第 4 条では、資本的収入の予定額が 1,408 万円、資本的支出の予定額が 1,648 万円とし、第 5 条では、一時借入金の限度額を定め、第 8 条では、他会計からの補助金額、第 9 条では、棚卸資産購入限度額を定めるものがあります。

予算概要では、「町立下川病院の充実」を推進施策として、立案、計上したものです。

委員会審査では、本年 4 月から、新しい内科医が院長として赴任することや、外来患者に対する院外処方が始まることについての説明がありました。

審査の結果、当委員会としては、「新しい体制が開始されることを踏まえ、今後とも患者への適切な医療サービスの提供に努めること。」を意見に付し、原案可決と決したので、議員各位のご協賛をお願いし、報告といたします。

○議長（谷 一之君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷 一之君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（谷 一之君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 33 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（谷 一之君） 起立多数です。

従って、議案第 33 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（谷 一之君） 日程第9 「議員の派遣について」を議題といたします。  
お諮りいたします。

本町の重要懸案事項の要請並びに各種研修会等への出席のため、平成27年4月1日から平成27年4月30日までの間において、道内外の関係機関に議員を派遣することにした  
と思います。

これを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷 一之君） 異議なしと認めます。

従って、平成27年4月1日から平成27年4月30日までの間、議員の派遣について承認  
されました。

---

○議長（谷 一之君） 日程第10 「閉会中の継続調査の申し出について」を議題といた  
します。

議会運営委員会から、「各議会の会期及び議会運営に関する事項等の調査協議の件につ  
いて」、議会広報特別委員会から、「議会広報の発行及び調査研究に関する事項の件につ  
いて」、会議規則第74条の規定により、平成27年4月1日から平成27年4月30日までの  
間、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありましたので、これを承認することに、  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷 一之君） 異議なしと認めます。

従って、平成27年4月1日から平成27年4月30日までの間、継続調査とすることに  
決定いたしました。

---

○議長（谷 一之君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、すべ  
て終了いたしました。

これをもって、平成27年第1回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後3時29分 閉会

---